

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年農林省令第三十五号) (傍線の部分は改正部分)

改 正 条 文	現 行
<p>別表第1 (第1条関係) 1～4 [略]</p> <p>5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料 (ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。) は、動物性油脂 (牛 (月齢が30月以下の牛 (出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。) を除く。) の脊柱 (背根神経節を含み、<u>頸椎横突起</u>、<u>胸椎横突起</u>、<u>腰椎横突起</u>、<u>頸椎棘突起</u>、<u>胸椎棘突起</u>、<u>腰椎棘突起</u>、<u>仙骨翼</u>、<u>正中仙骨稜</u>及び尾椎を除く。) 及びと畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂 (以下「確認済動物性油脂」という。) であつて反すう動物由来動物性油脂 (反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>別表第1 (第1条関係) 1～4 [略]</p> <p>5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料 (ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。) は、動物性油脂 (牛の<u>せき柱</u> (胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。) 及びと畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂 (以下「確認済動物性油脂」という。) であつて反すう動物由来動物性油脂 (反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>